

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和四年七月二十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二一―二一―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字下富字駿河台五百四十六番一、同番三、同番四、同番五、
五百五十三番一、五百八十三番三、同番四、五百八十四番三、五百八十五番、
五百八十六番、五百八十七番一、五百九十二番三、同番四、同番九、五百九十
三番一、同番二、五百九十六番三

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 千五百四十六・七立方メートル